

「道路整備事業の見直し」の基本的な考え方について

—— 橋りょう対策をはじめとする防災・減災対策の財源確保 ——

1 道路整備事業の見直しの趣旨

- (1) 災害時の緊急輸送ルートの確保や平常時の安心安全な市民生活の確保のため、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、平成24年度から5箇年で51橋の耐震補強、老朽化修繕を完了させるほか、8橋について対策に着手するなどの取組を進めることとしました。
当該プログラムの着実な実施には、5箇年で約150億円の費用が必要となります。
- (2) また、道路における落石、斜面崩壊等を未然に防ぐ災害防除対策や排水機場改修など、防災・減災対策の重点化にも多額の事業費が必要となります。
- (3) このため、現下の厳しい財政状況の中、国に対し財源の確保を強く求めていくほか、新規及び事業中の道路整備事業について、選択と集中による精査を行い、実施計画期間（平成24年度～平成27年度）において、事業進捗の見送りや事業進捗の平準化（後年度に先送り）など、これまでの事業スケジュールを抜本的に見直すこととします。
- (4) ただし、完成が間近な路線又は他の大規模事業や主要プロジェクトに関連する路線などについては、事業効果の早期発現を図るため、重点的に事業進捗の推進を図ります。

○実施計画＜改革編＞（抄）

◎道路整備事業の見直し

- ・橋りょうの耐震補強の迅速化や老朽化対策などの維持補修の重点的な実施のため、新規路線工事着手の見送りや事業中路線の一時休止を含めた事業スケジュールの抜本的な見直し

2 見直し対象事業

新規路線及び事業中路線の全ての道路整備事業について、見直しの対象とします。

ただし、既存ストックを活用する事業（歩くまち京都総合交通戦略に掲げるシンボルプロジェクト、無電柱化、バリアフリー、交通安全事業、維持補修など）及び面的整備事業（梅小路公園周辺整備など）を除きます。

3 基本的な考え方

道路整備事業の見直しについては、原則、以下の「基本的な考え方」に基づき実施しますが、各路線の個別の取扱いについては、財政状況や当該路線における状況の変化などを勘案し、毎年度の予算編成の中で具体的な検討を行います。

◎道路整備事業の見直しの基本的な考え方

(1) 重点的に事業進捗を推進する路線・工区【区分1】

- ・現在、事業中である路線・工区のうち、

①完成が間近で事業効果の早期発現が可能な路線・工区

例：向日町上鳥羽線（祥久橋～国道 171 号）、賀茂川紫竹線（御薮橋西側）など

②他の大規模事業又は主要プロジェクトに密接に関連する路線・工区

例：大山崎大枝線（沓掛、西長春日）、北泉通など

③大規模構造物工事を実施中の路線・工区

例：栗尾トンネル（現在工事中）及び現道との取付部付近、

二ノ瀬トンネル（現在工事中）及び現道との取付部付近、

阪急京都線連続立体交差化 など

については、重点的に事業進捗の推進を図る。

ただし、上記の路線・工区のうち、一定区間の工事が完了することによって、当初目標としていた事業効果が概ね発現できる場合、残りの区間については、事業進捗を原則、今後 4 年間見送る。

栗尾バイパス未着工区間（工事中トンネルと現道との取付部付近より以北区間）

二ノ瀬バイパス未着工区間（工事中トンネルと現道との取付部付近より以北区間）

(2) 事業進捗を可能な限り平準化する路線・工区【区分2】

- ・現在、工事实施中の路線・工区のうち、上記(1)以外については、用地買収、工事等の事業進捗を可能な限り平準化（後年度に先送り）する。

(3) 事業進捗を原則、今後4年間見送る路線・工区

- ・上記【区分1】、【区分2】以外のその他の路線・工区については、事業進捗を原則、今後 4 年間見送る。

ただし、用地の買い取り請求があった場合などについては、用地買収及び関連する調査、測量について、事業に係るこれまでの経緯、継続性を勘案し、財政状況を踏まえながら慎重に対応する。

○ 事業進捗を平準化、又は原則、今後4年間見送る路線・区間の安全対策について

「事業進捗を可能な限り平準化する」又は「原則、今後 4 年間見送る」路線・工区については、事故・災害等が発生しないよう、必要に応じて安全対策、防災対策を別途実施する。